



女性も男性も 個性と能力を十分に発揮できる社会を！

～「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定しました～

わたしたちが家庭や職場、地域など生活のあらゆる場面で個性や能力を発揮するためには、男女が性別にかかわらず、人として互いに尊重しあう「男女共同参画社会」の実現が必要です。本市では、これまでも憲法の個人の尊重、男女平等の理念や「男女共同参画社会基本法」の趣旨に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策に積極的に取り組んできました。しかし、いまだ性別による固定的な役割分担意識などを背景とした課題が残り、その解決に向けてなお一層の努力が求められています。男女が対等な立場で責任と喜びを分かちあい、生き生きと暮らせるまちづくりを実現するため、「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

問合先 男女共同参画課
☎51・2188 ☎56・1081

男女共同参画に関する現状

1 男女の意識

社会全体における男女の地位の平等感（資料1）をみると、日本では、社会全体における男女の地位の平等感に大きな隔たりがあり、全体の75%が「男性の方が優遇されている」と考えています。これは、家庭や地域の中に根づいている男女の固定的な役割分担意識に基づいているものと考えられます。

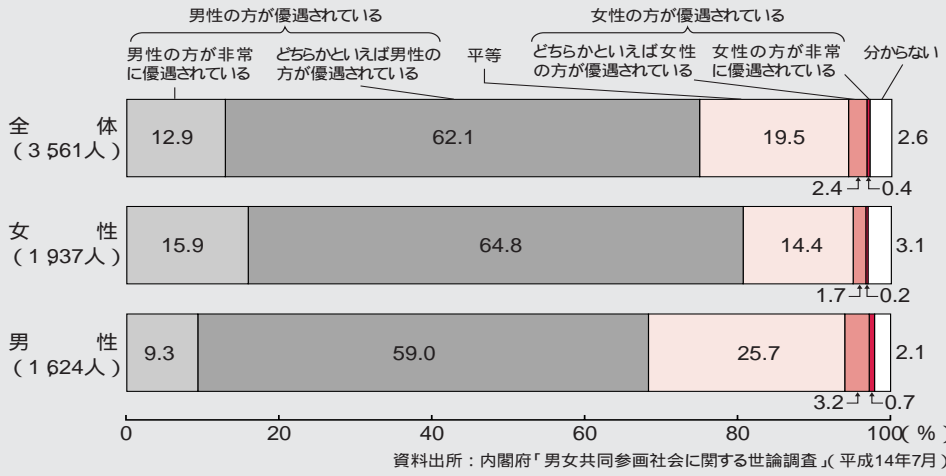
2 男女共同参画推進への課題

近年、男女の平等を進めていくうえで問題となっているもののひとつにドメスティック・バイオレンス（以下DV）があります。

配偶者等からの暴力の被害経験（資料2）をみると、男性9.3%に対し、女性約5人に1人（19.1%）がこれまでに配偶者などから何らかの暴力被害を受けた経験があることが明らかになっています。

暴力は、人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき課題となっています。01年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称DV防止法）が施行されたことにより、配偶者などからの暴力の問題に関する社会の認識は高まりつつあります。

資料1 社会全体における男女の地位の平等感

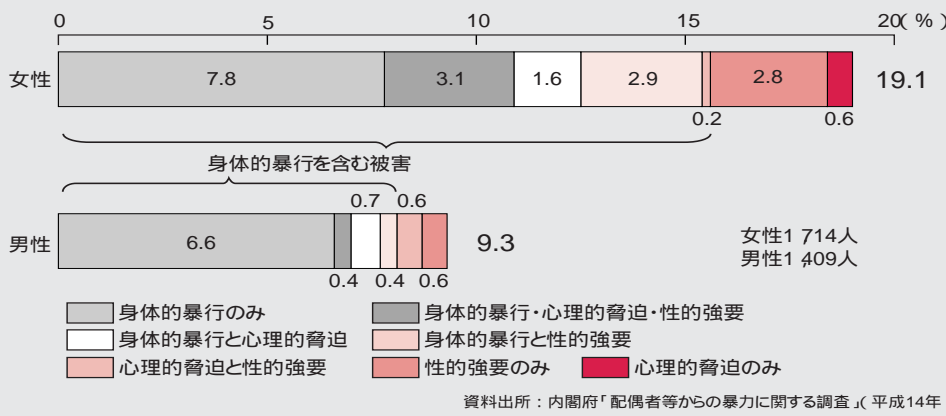


3 日本女性の状況

基本的な人間の能力の伸びを示す数値（²人間開発指数「HDI」）では、日本は測定可能な175か国中9位で、上位ランクに位置しています。

一方、女性が積極的に経済や政治の場に参加し、意思決定に参加できるかを測る指標（³ジェンダー・エンパワ

資料2 配偶者等からの暴力の被害経験

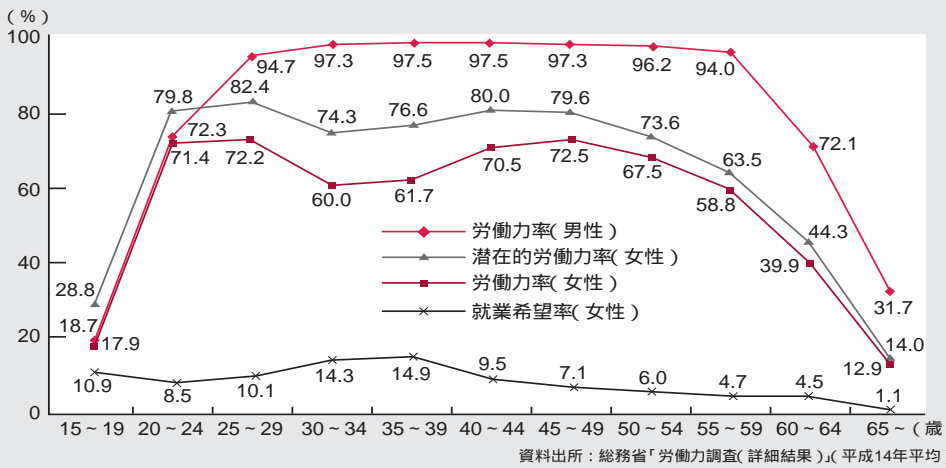


「メント指数」GEM)では、日本は測定可能な70か国中44位となり、低い位置にあります。

このことは、日本の女性は基本的な能力開発は進んでいるものの、自らがその能力を発揮する機会が十分でないことを示しています。

また、女性の年齢階級別労働力率（資料3）をみると、女性の労働力率は

資料3 女性の年齢階級別労働力率



結婚や出産、子育て期の30歳代に一旦低下し、再び40歳代後半に増加するといったM字型曲線を描いています。しかし、潜在的労働力率では、M字カーブの底は上昇し、逆U字カーブに近づいています。

ここには働く希望があっても何らかの原因で働けないという日本女性の働き方の特徴が現れています。

用語説明

- ドメスティック・バイオレンス (DV)**
直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振られる暴力」という意味で使用されることが多い。
- 人間開発指数 (HDI)**
基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、具体的には、平均寿命・教育水準（成人識字率と就学率）・調整済み1人当たりの国民所得を用いて算出している。
- ジェンダー・エンパワメント指数 (GEM)**
女性の所得や専門職・技術職に占める女性の割合、上級行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しており、女性の能力を人生のあらゆる機会に活用できるかを測るもの。



資料4 男女共同参画への流れ

	1975年(昭和50年)~	1980年(昭和55年)~	1985年(昭和60年)~	1990年(平成2年)~	1995年(平成7年)~	2000年(平成12年)~
世界	75年 国際婦人年世界会議 (於メキシコシティ)開催	80年 世界会議 (於コペンハーゲン) 開催	85年 世界会議(於ナイロビ)開催		94年 国際人口開発会議(於カイロ)開催 95年 世界会議(於北京)開催	00年 国連特別総会「女性2000年会議」 (於ニューヨーク国連本部)開催
日本	76年 「育児休業法」施行 (対象:女子教育職員・ 看護婦・保母等)		85年 「女子差別撤廃条約」批准 86年 「男女雇用機会均等法」施行 87年 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	92年 「育児休業法」施行	94年 「男女共同参画室・男女共同参画審 議会・男女共同参画推進本部」設置 95年 「育児・介護休業法」施行 96年 「男女共同参画2000年 プラン」策定	00年 「男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」施行 01年 「男女共同参画会議・男女共 同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 施行
豊橋市	68年 社会教育課に 「婦人教育係」設置		87年 「婦人問題懇話 会」設置	91年 「未来をひらくとよはし女性プラン」策定 92年 教育委員会に「青少年女性課」設置 94年 「女性会館」開館	97年 「女性問題懇話会」設置 99年 企画部に「男女共同参画課」設置 「男女共同参画推進懇話会」設置	03年 「とよはしハーモニープ ラン21」策定 「とよはし男女共同参画2000年プラン」策定

豊橋市男女共同参画推進条例
ができるまで

1 世界と日本の取り組み

国際連合は、75年を「国際婦人年」と定め、以来、世界各国で女性の地位向上に向けた活動が展開されてきました。

日本では、憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、その精神に基づき様々な法の整備が進められてきました。その中で、99年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の第9条では、地方公共団体の責務として、国に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが規定されています。

2 本市の取り組み

本市では、国や県の流れを受け、また市民の皆さんからの意見なども参考にしながら、女性施策について積極的な取り組みを展開してきました(資料4)。87年、女性施策の基本的な考え方と施策の方向についての意見を求めるため、民間有識者を委員とする「豊橋市婦人問題懇話会」を設置し、この懇話会での提言を受け、女性行動計画「未来をひらくとよはし女性プラン」を策定しました。この行動計画は、後に「とよはし男女共同参画2000年プラン」(99年策定)へと発展していきました。

一方、94年には、豊橋市女性会館を開館、99年には男女共同参画課を設置し、男女共同参画社会実現に向けて体制強化が図られました。

その後新たな課題が顕在化する中で、新しい問題意識を踏まえた「とよはしハーモニープラン21(03年)」を策定しました。

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく、市民の皆さん自らが実践しながら協働して進めていくことが大切です。

条例制定にあたっては、豊橋市男女共同参画推進懇話会の提言や、市民の皆さんからの意見を参考に作業を進め、今年3月の市議会での審議を経て、4月1日に施行しました。

男女共同参画社会の実現をめざして

「豊橋市男女共同参画推進条例」では、市、市民、事業主、市民活動団体などの役割を示しており、相互に協力しながら男女共同参画社会の実現を推進していきます。また、市は行動計画を策定して総合的、計画的に施策を実施するとともに、施策などに関しての苦情や性別による権利侵害の相談の申し出に応じていきます。

条例では「男女共同参画審議会」を

設置し、今後も引き続き市民の皆さんと協力しながら、男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮できる環境づくりを進めていきます。

皆さんも各家庭、地域、職場、学校など、生活のあらゆる場面で「男女共同参画」を意識し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりについて考えてみましょう。

「豊橋市男女共同参画推進条例」は、男女共同参画課のホームページ(http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kikaku/danjio/)で閲覧できます。

募集

あなたにとって「男女共同参画」とは？

この記事の感想、「男女共同参画」についてのご意見をお待ちしています。

〒440-8501 男女共同参画課

(☎51・2188 ☎56・1081 📧 danjokiyodo@city-toyohashi.jp)

本紙15ページで「男女共同参画審議会委員」を募集しています。

また、16ページで「女性会館専門相談」のお知らせをしています。

「豊橋市男女共同参画推進条例」ってなに？

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 方針の決定・計画の立案等への共同参画
- 4 家庭生活における活動とその他の活動の両立
- 5 男女の生涯を通じた健康の確保
- 6 国際的理解と協力の下での推進

男女共同参画社会を実現するため、性別による権利侵害を禁止しています。

- 1 性別による差別的取り扱い及びセクシュアル・ハラスメントの禁止
- 2 ドメスティック・バイオレンスの禁止

男女共同参画社会を実現するため、それぞれの役割を示しています。

市	市民	事業主	市民活動団体	教育に携わる者
男女共同参画推進のための施策の策定と推進	男女共同参画への理解を深め推進に努める	職場の環境整備に努める	方針の決定、計画の立案での男女共同参画の確保に努める	男女共同参画に配慮した教育に努める

家庭では...

家事や育児、介護などを家族みんなで協力しあいましょう。
また、家族一人ひとりの個性を尊重し、のびのびとした生活をおくりましょう。



職場では...

男女が共に能力を発揮できる職場環境をつくっていきましょう。
性別を理由とした役割分担や格差をなくしていきましょう。



男女共同参画社会が実現するためには...

学校では...

子ども一人ひとりの個性を伸ばし、男女が互いに人として尊重しあう意識を育てましょう。



地域では...

地域の一員として協力しあい、地域活動を進めていきましょう。
また、男女が共に方針の決定・計画の立案に参加していきましょう。

